

「老人ホームの入居権を譲ってほしい」という詐欺電話にご注意!

「近所に新しい老人ホームが建設される。あなたは入居できる権利を持っている」と、不審な電話がかかってきたという情報が寄せられています。

こんな話を信じないでください!

- ・入居の権利が不要なら、他の人に譲ってほしい。
- ・あなたの名義で申し込むので一度お金を支払う必要がある。

絶対にお金を払ってはいけません!

お互いに 一声かけて見守りを!



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索